

OCCTO－PMO

2025 年度活動の支援業務委託

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

目次

1	調達案件の概要	3
	(1) 調達件名	3
	(2) 調達の背景	3
	(3) 調達目的	3
	(4) 活動計画	4
	(5) 作業スケジュール案（2025 年度）	4
	(6) 業務・情報システムの概要	5
	(7) 契約期間	6
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	7
	(1) 調達範囲	7
	(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件	7
	(3) 調達案件間の入札制限	7
3	作業の実施内容	7
	(1) 作業内容と役割分担	7
	(2) 定例会等の実施	8
	(3) 成果物	9
4	作業の実施体制・方法	11
	(1) 作業実施体制	11
	(2) 作業要員に求める資格等の要件	12
	(3) 作業場所	12
	(4) 作業の管理に関する要領	12
5	作業の実施に当たっての遵守事項	12
	(1) 機密保持、資料の取扱い	12
	(2) 個人情報の取扱い	13
	(3) 法令等の遵守	14
	(4) 規程等の説明等	14
	(5) セキュリティ要件	14
6	成果物の取扱いに関する事項	15
	(1) 知的財産権の帰属	15
	(2) 検収	16
	(3) 入札制限	16
7	再委託に関する事項	16
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	16
	(2) 承認手続	17
	(3) 再委託先の契約違反等	17
8	その他特記事項	17
	(1) 前提条件等	17
	(2) 入札公告期間中の資料閲覧等	17
	(3) その他	18

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

OCCTO-PMO 2025年度活動の支援業務委託

(2) 調達の背景

電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という。)は電力の安定供給という、国民の生活に直結する重要な役割を担っており、業務の遂行にあたり複数の情報システムを運営している。反面、組織としての歴史が浅く、情報システムの開発、改良時や運用中の品質、コスト、納期(以下、QCD)の評価と説明が適切に行われていない状態となっている。

OCCTO-PMO は、広域機関における情報システムの開発、構築プロジェクトが、広域機関内外に対してQCDの観点で適切に説明責任を果たし、さらに最適化によるコスト削減を目指してプロジェクトを横通しで支援する組織である。当面の活動として、QCDに関わる評価指標を定義し、活用のためのガイドライン等を整備しつつプロジェクトで実効性を検証、改善を繰り返して、定着させることを目指している。

現状は広域機関内においてQCD評価の実効性向上のためのノウハウが不足していると考え、外部からもナレッジやデータを取り入れつつ広域機関に適した活動となるよう整備を行っていくものである。

(3) 調達目的

2023年度活動では品質、コストを定量的に評価するための指標値を仮説として定義し、活用のためのガイドラインを策定した。2024年度はこの指標値及びガイドラインを活用し、プロジェクトの評価と評価結果による指導を繰り返すことにより、一定の効果を達成することができた。

2025年度活動では、活動による効果をより高めるために取組みを強化し、プロジェクト評価による説明力の向上を目指す。これにあたり、具体的な取り組み内容の検討と実践に向けた準備、実践及び実践の成果から、本活動自体の実効性を示しつつ、より効果を出せるよう活動内容を適宜見直し、改善を継続する。

また本活動に伴う業務量が増加傾向にあり、プロジェクト評価の適時対応に支障が出る恐れがあるため、急ぎ作業の効率化を進める必要がある。

(4) 活動計画

2025 年度までの活動計画概要を図2に示す。

2023 年度に各プロジェクトから実績情報を収集し、評価・分析を行い、指標値(仮説含み)を定義し、活用するためのガイドラインを策定。

2024 年度:上記 2023 年度の成果を活用し、プロジェクトの評価を実施し、プロジェクトへフィードバックを行う。評価の都度補正し、有効性を確認しつつ改善を重ねる。また 2023 年度に対象外とした残課題について、実態を確認・分析の上、対策立案とガイドライン化を行い、実践によりブラッシュアップする。プロジェクト評価により見えてきた課題等に対し、必要に応じてルールやツール等の整備を行った。

2025 年度:QCD に関するプロジェクト評価、および改善の活動を継続するが、実効性を高めるために取組みを強化する。最終的に実現した効果を検証した活動成果をまとめ、以降は内製化した体制において横通しでプロジェクトを継続的にモニタリングし、指導を実施する活動ヘシフトすることを想定している。

2026 年度以降:継続的なプロジェクト評価と指導、及び改善

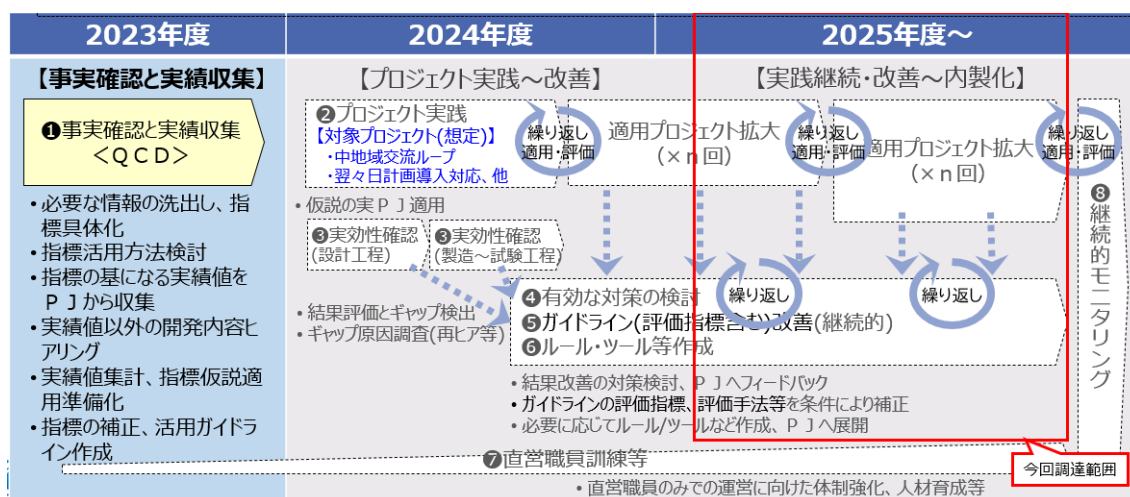


図2. 3カ年活動計画概要案

(5) 作業スケジュール案(2025 年度)

本委託で想定している作業スケジュール案を図3に示す。提案ではより合理的な進め方を検討いただき、詳細化したスケジュールとして提示いただきたい。

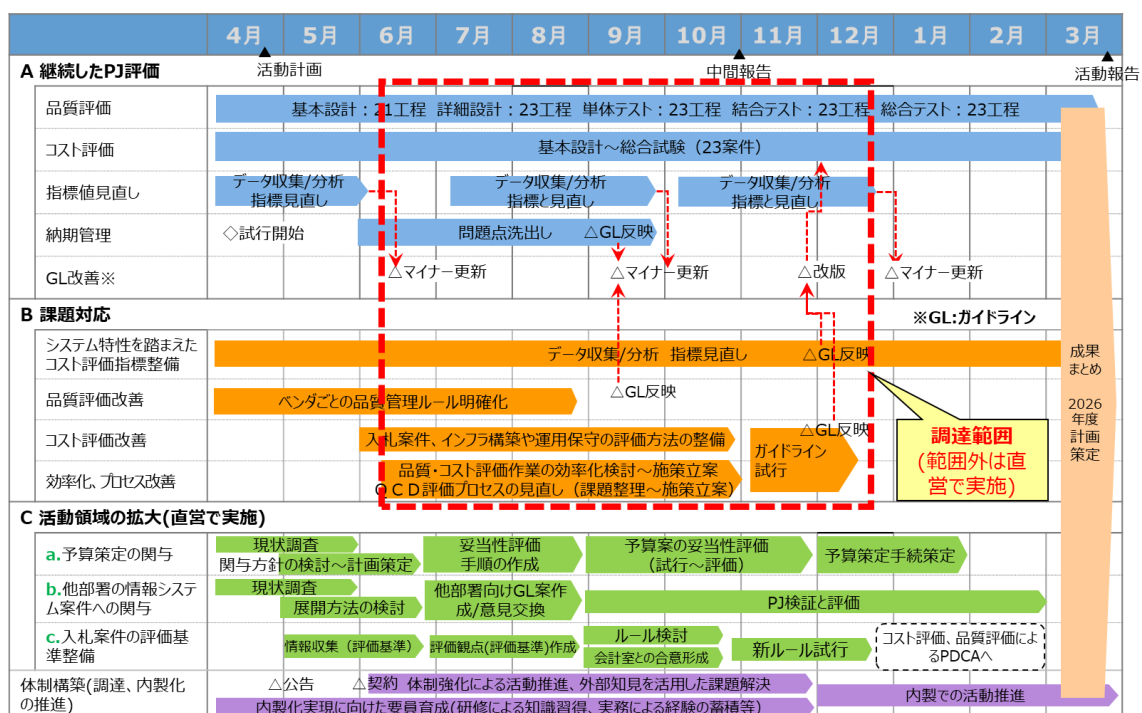


図3. 2025 年度作業スケジュール(案)

(6) 業務・情報システムの概要

広域機関は、電力の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するため、専門的知見と強い事業者間調整機能を有する組織として 2015 年 4 月に全ての電気事業者に加入義務のある認可法人として設立された。その後、広域機関は電力の安定供給を目指して役割を広げ、それに伴って業務が拡大してきている。組織としては発展途上にあるものの、運営する情報システムは社会的な影響が大きい重要システムが複数存在している。現在広域機関が所掌しているシステムの概要を表2に示す。

表2. 広域機関が所掌するシステム(主なもの)

システム名	規模	稼働時期	開発・構築環境
広域機関システム	大	2015 年	オンプレ
広域予備率 Web 公表システム	小	2022 年	クラウド
スイッチング支援システム	中	2016 年	オンプレ
OA システム	大	2015 年	オンプレ
容量市場システム (一次開発)	中	2020 年	クラウド
容量市場システム (実需給期間向け)	大	2024 年	クラウド

再エネ業務統合システム	中	2022 年	クラウド
FIT 納付金・交付金システム	中	2022 年	クラウド
再エネ入札システム	小	2022 年	クラウド
会員情報管理システム	小	2020 年	クラウド
ユニット別発電実績更改システム	小	2023 年	クラウド

大: 初期費 10 億円以上、中: 初期費 10 億円未満 1 億円以上、小: 初期費 1 億円未満

(7) 契約期間

契約締結日から 2025 年 12 月 19 日(金)まで

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

(1) 調達範囲

1. (3)に記述されている問題解決を目的とし、1. (4)及び1. (5)に記述されている活動計画を実行するために必要な人員を調達する。(管理責任者+担当者1名程度を想定。ただし本機関事務所への常駐やフルタイムでの勤務を求めるものではない)

(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

表3に調達案件、調達の方式、および実施時期を示す。

表3. 調達案件及びこれと関連する調達案件

調達案件名	調達方式	入札時期
OCCTO-PMO2025年度活動の支援業務委託	一般競争入札(総合評価落札方式)	2025年4月23日入札公告 2025年5月28日落札者決定
関連する調達案件はなし		

(3) 調達案件間の入札制限

本案件は本機関が扱う情報システムのすべての案件に係るものであり、入札に伴う制限については6. (3)に記載する。

3 作業の実施内容

(1) 作業内容と役割分担

本委託の作業内容と役割分担を表4に示す。

表4. 作業内容と役割分担(案)

No.	作業名	作業内容	
		広域機関	委託先
i	プロジェクト評価活動 計画策定	レビュー・承認、 計画書作成支援	各案件の開発スケジュールを考慮した活動 計画の作成
ii	プロジェクト評価	上記計画に従い、共同で行う 評価結果からプロジェクトへ改善 の指摘、指導を行う	プロジェクトと協力し、各案件の品質・コスト をガイドラインに従って評価 評価活動の過程で、課題解決に向けて有効 と思われる指標や施策等が新たに発生した 場合は、検討の上スケジュール化を行い、 試行～改善を行う
iii	プロジェクトの納期管 理支援	計画書に従い、 協働で行う	納期管理ガイドラインに従い、プロジェクトの 進捗管理資料を確認し、適宜遅延リスクの

			判定と指導を行う
iv	実効性検証	レビュー・承認 関係他部門との 窓口	対象プロジェクトで実践したデータを収集、分析の上、本活動の実効性を定量的に検証する手法を検討、評価を実施する
v	品質評価ルールの一 一化推進		システム毎に異なっている評価基準や報告内容を、プロジェクトと協力し可能な限り統一化を図る
vi	入札案件、インフラ、 運用保守案件のコスト 評価用ツール類整備		入札案件で活用できる仕様書ひな形の整備、インフラ・運用保守案件のコストを定量的に評価する手法や指標を整備する 入札案件ではガイドラインに従い、仕様書の記載内容のチェックを行う
vii	システム特性を踏まえ たコスト評価指標の整 備		システム毎のコスト評価データを分析し、個別に評価指標を整備する
viii	PJ 評価作業の効率化		QCD 評価作業の効率化を行い、作業負担の軽減を図る
ix	QCD 評価プロセスの 改善		PJ 評価活動が効果的に行われるように適宜評価プロセスの見直しを行う
x	課題管理・対策	連絡・調整、レビ ュー・承認	活動中、発覚した課題の管理、及び必要に応じた対策立案と実行
xi	2025 年度活動の総括		2025 年度活動の成果を整理し、実効性を検証した結果について報告資料作成と報告
xii	2026 年度活動計画案 の策定		2026 年度の活動計画案検討、計画書案の作成
xiii	プロジェクト運営		議事録、プロジェクト管理資料（進捗・課題・リスク等が記載されたもの）の作成

(2) 定例会等の実施

- ア 受注者は、定例会を毎週開催するとともに、業務の進捗状況をプロジェクト評価活動計画に基づき報告すること。
- イ 広域機関から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。
- ウ 受注者は、会議終了後、3 日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、広域機関の承認を受けること。

エ また日々の作業効率化を目的とし、日次での情報共有(朝会)を想定している。

(3) 成果物

ア 成果物名

本委託業務の成果物を表5に示す。

表5. 成果物一覧

No.	成果物	概要
i	プロジェクト評価計画書	対象プロジェクトの開発工程を考慮した、「指標値」「活用ガイドライン」のプロジェクトでの実践計画書
ii	プロジェクト評価結果	プロジェクトの QCD を評価した結果のエビデンス(各種チェックリスト等)
iii	ガイドライン/チェックリスト等、改訂版	プロジェクト評価結果から必要に応じて各ガイドライン、及びチェックリストの内容を改修し、改版を行う 対象:品質管理ガイドライン/コスト管理ガイドライン/納期管理ガイドライン、および関連するチェックリスト、手順書
iv	課題管理表	プロジェクトでの実践により見えてきた課題の管理表
v	2025 年度活動報告書	2025 年度の活動を総括したもの、及び 2026 年度以降の活動計画が記載された資料一式
vi	プロジェクト運営資料	議事録、プロジェクト管理資料(進捗・課題・リスク等が記載されたもの)、作業実績報告書

イ 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和 27 年4月4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・ 成果物は電磁的記録媒体により作成し、広域機関から特別に示す場合を除き、1 部を納品すること。
- ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後、広域機関において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、広域機関の承認を得ること。

- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する際は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

ウ 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、広域機関が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部情報システム室

4 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

- ア 作業実施に当たり、必要な規模の体制を示すこと。
- イ 適切な体制かどうかを判断するため、要件として求めている資格等を有するメンバーが分かるように記載する。
- ウ 作業体制の品質確保のため、管理責任者が業務終了まで継続して遂行すること、万一交代する場合は同等以上の資格及び経験等を有する人物が担当するものとして、広域機関に事前に承認を得ること。
- エ 業務遂行上の作業内容調整については、受注事業者の管理責任者と広域機関が適宜協議して決定することとする。
- オ 作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと広域機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。
- カ 実施体制は図4に示す体制を想定している。管理責任者、担当者を確保すること。

【OCCTO-PMO体制】

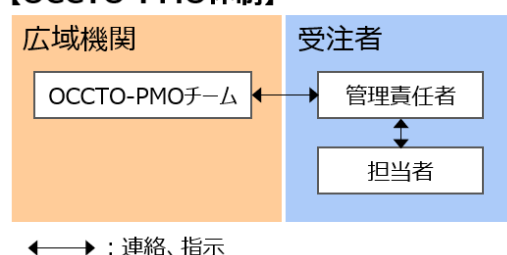


図4. 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制

表6. 本業務における組織等の役割

組織等	本業務における役割
OCCTO-PMOチーム	本業務を委託する。本業務受注者が求める情報があれば必要に応じて提供する。
受注者	本業務を実施する。

表7. 本業務受注者に求める作業実施体制の役割

役職等	本業務における役割
管理責任者	広域機関と交渉などを行い、作業者に具体的な指揮命令を出して現場を管理する。
担当者	管理責任者の指示を受けて業務を遂行する。

(2) 作業要員に求める資格等の要件

管理責任者は、本仕様書に示す業務全体に対する責任者とし、広域機関と交渉・調整を行いつつ、担当者への指揮命令を行う役割とする。

担当者については、委託する業務の特性上、プロジェクトマネジメント業務、もしくは PMO 経験年数が 3 年以上あること、または同等の経験があることとする。

(3) 作業場所

ア 原則、広域機関の新豊洲事務所での実施を想定しているが、状況に応じてオンラインや受注事業者の事務所での作業も可とする。事前に作業内容と作業場所について広域機関の承認を得ること。

イ 本業務は、広域機関が貸与するノートパソコンで実施すること。情報の共有にあたっては、広域機関が提供するメール機能またはファイルサーバを使用すること。情報の持ち込みはメール、または外部記憶媒体で実施すること。原則、情報の持ち出しは認められない。

ウ 新豊洲事務所で作業する場合において、本業務に間接的に必要となるもの（執務スペース、ロッカー、光熱費等）については広域機関が無償提供するものとする。

エ 定例会やレビューなどの会議体は、対面またはオンラインで実施する。作業に必要なとなる設備、備品及び消耗品等については、受注事業者の責任において用意する。また、協議の上で必要に応じて広域機関が現地確認を実施する。

(4) 作業の管理に関する要領

受注者は、広域機関が承認したプロジェクト計画の作業体制、スケジュール、推進方針等に従い、プロジェクト管理を実施すること。

本委託内容のプロジェクト管理にあたり、進捗管理、課題管理、リスク管理について最適と思われる方法を提案いただきたい。また会議体は前項(3)の内容を想定しているが、受注者が必要と考えるコミュニケーション管理方法を提案いただきたい。

5 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

ア 広域機関における情報管理規程等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

イ 本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。

(ア) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。

(イ) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。

(ウ) 管理台帳等により適切に管理し、持出しを禁止すること。

※ただし、資料の持ち出しや関係者外に開示の必要性がある場合は、持ち出し

若しくは開示の方針や漏えいの防止策を明示し広域機関の承認を得る。

- (エ) 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (オ) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- (カ) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて広域機関による実地調査が実施できること。
- (キ) 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって広域機関に届け出た上で、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約すること。

ウ 上記以外に、(5)セキュリティ要件に基づき、作業を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報の取扱いに係る事項について広域機関と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、広域機関の了承を得たうえで実施すること。
- ウ 個人情報を複製する際には、事前に広域機関の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、広域機関に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- オ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約

解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

- ア 作業方法等について広域機関の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業する。
- イ 受注事業者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守する。

(4) 規程等の説明等

情報セキュリティ対策規程等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

(5) セキュリティ要件

- ア 受注事業者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施する。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出する。
- イ 広域機関から提供する情報の目的外利用を禁止する。
- ウ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されている。
- エ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、広域機関へ報告する。
- オ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、広域機関の承認を受けた上で実施する。
- カ 広域機関が求めた場合に、協議の上で速やかに情報セキュリティ監査を受入れる。
- キ 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保する。
- ク 広域機関から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行う。広域機関から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告する。本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに報告して広域機関からの指示に従う。
- ケ サプライチェーンリスク対策について、本業務の契約に先立ち、事前に、受注者の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位(名指し)である必要はない。

利用する製品・サービス等に対し、受注者が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該利用する製品・サービスに適用されていること。また、それらを証明する資料を提出すること。

- コ 本委託業務に関連して開示する広域機関の秘密情報の厳正な情報管理を維持するため、以下の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。
 - (ア) 委託業務の実施に関して知りえた広域機関の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、これを広域機関の書面による事前の承諾なく関係者外に開示・漏洩してはならない(受注事業者の社員であっても本プロジェクト参加者以外が閲覧することを禁ずる)。
 - (イ) 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
 - (ウ) 本委託業務の契約に先立ち事前に、業務に係る情報セキュリティ対策及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
 - (エ) 秘密情報の漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はその恐れがあることを知った場合は、直ちにその旨を広域機関に書面をもって報告すること。また、事後対策等について、広域機関と協議すること。
 - (オ) 広域機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
 - (カ) 本業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

6 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て広域機関に帰属するものとする。
- イ 広域機関は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により広域機関がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

- ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に広域機関の承認を得ることとし、広域機関は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら広域機関の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、広域機関は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- エ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、広域機関から受注者に対価が完済されたとき受注者から広域機関に移転するものとする。
- オ 受注者は広域機関に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- カ 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

（2）検収

- ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに広域機関に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について広域機関に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

（3）入札制限

本案件の活動は、広域機関が運営する情報システムの仕様やプロジェクトのコスト情報等に直接触れることになり、独立性・客観性が必要となる。そのため現在(2025 年 4 月時点)当機関とシステムの設計開発業務や運用保守業務の委託契約を締結している事業者は(関連企業含む)は本案件への入札制限の対象とする。

また公平性・中立性の観点から、本業務の委託事業者は、契約締結から契約終了後1年の期間において、本機関が公告する開発プロジェクトへの入札ができないものとする。また制限となる期間の終了後においても、必要に応じて個々の案件毎に入札可否を検討し、調達仕様書等において示すものとする。

7 再委託に関する事項

（1）再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 受注者における管理責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を広域機関に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を広域機関に提出し、承認を受けること。
- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、広域機関は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

8 その他特記事項

(1) 前提条件等

本業務受注後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって広域機関に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

(2) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の関連業務の報告書等に関する資料については、機密保持誓約書の提出と広域機関の許可を以て閲覧可能とする。閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

(3) その他

この入札に関して不明な点は、2025 年 5 月 7 日(水)17 時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2025 年 5 月 13 日(火)までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室(契約担当)

メールアドレス: keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ > 調達情報

以 上